

## 学校において予防すべき感染症と出席停止について

学校保健安全法により、下記の病気（学校感染症）に罹患した場合、他の学生・職員に感染するおそれがあるため、出席停止となります。

学校感染症に罹患した場合は、所属学部事務室・担当教員・実習先などに連絡してください。出席停止期間は、本学では欠席扱いとなりますが、所定の手続きをすることで授業・試験に関わる指導・援助を受けることができます。新型コロナウイルス感染症に罹患した時は、登校せずに、指定されたグーグルフォームを使って新型コロナウイルス感染症対策本部へ報告してください。

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条・第19条） 2024年4月1日現在（※1）

感染症の種類		出席停止期間の基準（※2）
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体インフルエンザウイルスA〔H5N1〕であるものに限る）	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ〔H5N1〕を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状で検査の結果陽性となった場合、検査採取日を発症日（0日）として、5日間経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症（※3）

※1 感染症の取扱いや出席停止基準は変わることがあります。

※2 第二種感染症の出席停止期間は基準であって、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。医師の指示に従ってください。

※3 その他の感染症（ノロウイルス感染症、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症など）は、学長が学校医の意見を聞き、緊急的に第三種感染症として扱う場合があります。学生は担当教員に病名を告げて指示を待ってください。